

# 随意契約に付する理由書

工事名称：大阪府立男女共同参画・青少年センター二酸化炭素消火設備改修工事

## 理由

本工事は、大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）の二酸化炭素消火設備について設置後30年を経過したCO<sub>2</sub>貯蔵容器およびその容器弁等の改修を行うものです。

本工事は、制御盤や配管、噴射ヘッドなど、既設機器を活用しながら部分的な改修を行うことから、施工にあたっては、当該二酸化炭素消火設備の内部構造を熟知している必要があります。また他の製造者では互換性がなく、二酸化炭素消火設備の安全確保が図れないことから、当該消火設備の製造者である大日工業株式会社以外に施工することが出来ません。

以上の理由から、大日工業株式会社から見積書を徴取したところ、見積価格についても適正と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約することとし、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積書の徴収を省略するものです。